

新型コロナウイルス感染症対策店舗賃料緊急支援事業補助金 よくあるお問合せ

1 目的及び対象要件について

Q1 補助金の目的は何か

A 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、収益が悪化している市内事業者に対し、店舗の賃料の一部を補助し、事業継続に向けた支援を行うものです。

Q2 どのような業種が対象になるのか

A 日本標準産業分類における「小売業」または「飲食サービス業」が該当になります。

<日本標準産業分類>

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>からも検索できます。

大分類	中分類
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業

Q3 「市内に本店を有し」とはどういう意味か

A 「市内に本店登記を行った法人」または「市内に住民票上の住所がある個人」をいいます。

Q4 複数の業のひとつとして小売業や飲食サービス業を営んでいる場合対象になるのか

A 対象となります。

Q5 なぜ上記の業種かつ賃借者だけが対象となるのか

A 新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を受け、特に、店舗又はその敷地の賃借により固定費の負担が大きくなっている小売事業者、飲食サービス事業者を対象としているものです。

Q6 市内に本店があり、市外に賃借している店舗は対象となるか

A 市外の店舗は対象となりません。

Q7 フランチャイズ契約等の店舗は対象となるか

A 対象となります。ただし、市外に本店がある直営店は対象外です。

Q 8 飲食業で店舗は休業しているが、テイクアウトやデリバリーのみ営業している場合対象となるか

A 対象となります。

Q 9 複数の法人の代表取締役だが、補助金は法人ごとに申請できるか

A 法人格が別の場合、法人ごとに申請できます。

Q 10 複数の店舗を借りているが、全店舗を休業や時間短縮しないと対象とならないか

A 休業や時間短縮した店舗があれば、当該店舗が対象となります。

Q 11 時間短縮営業はどの程度時間短縮すれば対象となるのか

A 2時間以上短縮営業を行った場合対象となります。ただし、飲食店においては午後8時以降に営業を行っていないことが要件となります。

2 補助金額について

Q 12 休業や時間短縮営業した日数に応じて補助額が変わるのか

A 変わりません。令和2年4月1日から5月31日までの間に10日間以上休業や時間短縮営業したことを要件に、5月の賃料1か月分の8割を補助します。

Q 13 10日間連続した休業や時間短縮営業でなければ対象とならないのか。

A 定休日を除いて合計で10日間以上休業や時間短縮営業を行っていれば連続していなくても対象となります。

Q 14 複数店舗を営業している場合、1か月分の賃料の8割は、月額賃料の合計額×8割か

A 店舗ごとに「賃料月額×8割」で計算（100円未満切り捨て）し、その合計額が補助額となります。

Q 15 賃借している敷地に店舗の他、駐車場や倉庫等がある場合の土地代はどうなるか

A 店舗がある敷地と駐車場や倉庫等がある敷地を画地で分けられる場合、店舗がある敷地以外は対象になりません。また契約書において店舗敷地とそれ以外の敷地が分けられている場合も店舗敷地以外を除外して計算します。

Q 16 駐車場を借りている場合、賃料は対象となるのか

A 対象となりません。その他、倉庫、車庫、自販機等の土地代等も対象外です。

Q 17 家賃に共益費は含むのか

A 共益費や管理費は含みません。契約書に記載の金額に共益費等が含まれている場合は、除いた額をもとに計算します。また、礼金、敷金等も対象となりません。

Q18 家賃が売上の〇%など変動する場合はどうなるのか

A 5月支払分の家賃が確定以降に申請してください。なお申請は6月30日（火）まで可能です。

Q19 店舗兼住宅の場合、家賃の計算はどうなるか

A 住宅部分は含みません。契約書において店舗と住宅を区別できない場合は、店舗床面積を建物床面積で按分して計算します。

5月分店舗賃料×店舗床面積÷建物床面積×8割（100円未満切り捨て）

3 申請手続きについて

Q20 賃貸借契約書が無い場合どうしたらよいか

A 領収書や振込明細など交付対象となる物件の賃料が確認できる書類をご用意ください。ただし、必要に応じて追加確認する場合があります。

Q21 法人番号がわからないので、記載しなくても良いか

A 国税庁の法人番号公表サイトで商号または名称を入力して検索すると法人番号がわかります。個人事業主の場合は記載不要です。

<国税庁法人番号公表サイト>

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

Q22 郵送による申請となっているが、直接申請や事前相談はできないのか

A 3密を避けるため、原則、郵送での申請をお願いいたします。ご相談についても電話にてお願いいたします。ただし、事前予約による窓口を設置して相談、申請を承ります。

【期間】 5月13日（水）～5月29日（金）9:30～15:00（12:00～13:00は昼休み）

【事前予約】 TEL: 0235-25-2111 内線 464、493（鶴岡市役所 都市計画課）

【窓口会場】 鶴岡駅前 マリカ西館3階 市民ホール

※駐車場はマリカ駐車場をご利用ください（3時間無料）。

※6月以降は都市計画課事務室窓口で対応いたします。

Q23 ホームページを見ることができない場合や申請書様式をダウンロードできない場合はどうしたらよいか

A 申請書様式だけが必要な方には郵送いたします。記載方法が分からない場合はお問合せください。

Q24 申請内容に虚偽の記載があった場合はどうなるか

A 虚偽の記載について補助金の交付前に把握した場合は、補助金の不交付決定を行います。補助金の交付後に把握した場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じます。仮に、納期限までに返還いただけなかった場合には延滞金を付して納付いただきます。

Q25 申請後、どれくらいで補助金が振り込まれるか

A 申請書到着後、9～14日間を目安に振込いたします。なお、申請状況により前後する場合がありますがご容赦ください。

Q26 申請後はどのような連絡があるか

A 振込予定日を記載した交付決定書を送付いたします。振込の確認はご自身でお願いいたします。